

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
新旧対照表

(1) 八尾市屋外広告物条例の一部改正（第1条関係）

現 行	改 正 案
<p>第1条～第56条 略 (罰則) 第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略 第58条～第62条 略</p>	<p>第1条～第56条 略 (罰則) 第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。 (1)～(3) 略 第58条～第62条 略</p>

(2) 八尾市下水道条例の一部改正（第2条関係）

現 行	改 正 案
<p>第1条～第8条 略 (指定の基準) 第8条の2 市長は、前条の規定により申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第7条第1項の指定を行う。 (1)・(2) 略 (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア・イ 略 ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者 エ～ク 略 (4) 略 2 略 第8条の3～第27条 略</p>	<p>第1条～第8条 略 (指定の基準) 第8条の2 市長は、前条の規定により申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第7条第1項の指定を行う。 (1)・(2) 略 (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア・イ 略 ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者 エ～ク 略 (4) 略 2 略 第8条の3～第27条 略</p>